

# (仮称) 豊田市子ども・若者 総合計画について



# 1 計画の位置づけ・対象・期間

## 【位置づけ】

<上位計画>  
豊田市総合計画

整合

<関連計画>  
教育行政計画、とよた男女共同参画プラン  
地域福祉計画、地域福祉活動計画 など

(仮)豊田市子ども・  
若者総合計画

- ・こども基本法に基づく「市町村こども計画」
- ・豊田市子ども条例に基づく「豊田市子ども総合計画」
- ・子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ・母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策のための計画」

【対象】 妊娠期を含めた0歳から30歳代までを対象とする。

妊娠・出産期



乳幼児期



学童期



思春期



青年期



若者

## 【期間】

2025年度から2029年度までの5年間

## 【用語の定義】

- ・本計画でいう「こども」とは若者も含む
- ・ただし、若者を明確に打ち出したい場合は、「若者」の語を用いる
- ・法令や固有名詞については「子ども」の語を用いる場合がある（例：子ども条例など）

## 2 国の主な動き

**【R5.4 こども基本法】** →こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。  
こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見反映などについて定める

**【R5.12 こども大綱】** →「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、さらに必要なこども施策を盛り込む

### ＜こども施策の基本的な方針＞

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

### 【R5.12 こども未来戦略】

少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめた

#### ＜戦略の基本理念＞

- (1) 若い世代の所得を増やす (2) 社会全体の構造・意識を変える (3) 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

### 【その他の主な動き】

- ・R5.3 こども政策のDXの推進に向けた当面の取組方針
- ・R5.12 こどもの居場所づくりに関する指針
- ・R5.12 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）

# 3 豊田市のこども・子育てをとりまく現状

## 【市民意向調査について】

こども・保護者などを対象に市民意向調査を実施し、7,000件以上の回答を得ました。

以下、市民意向調査をはじめとした本市のこども・子育てを取り巻く現状を掲載します。市民意向調査の詳細については「資料1-1」を参照。

### (1) 子育てに関する現状

- ・子育てを主に行っている人は、就学前児童保護者で「父母ともに（57.9%）」が最も多く、次いで「主に母親（41.0%）」となっている。これは、小学生保護者、中学生保護者でも同様の傾向となっている。〈資料1-1:スライド`8〉
- ・母親の就労割合は、就学前児童保護者が65.9%、小学生保護者が77.2%となっている。過年度と比較して母親の就労割合は増加している。また、フルタイムで就労している割合も増加している〈資料1-1:スライド`18〉
- ・女性の労働力率について、出産・子育てによる30歳代の労働力の落ち込みの谷が浅くなっており、就労意欲の高まりが見られる  
【出典：令和2年国勢調査】
- ・子どもをみてもらえる親族や知人について、「いずれもない」と回答した保護者の割合は、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも増加している〈資料1-1:スライド`20〉
- ・子育て世代の多くが「仕事時間」「家事（育児）」「プライベートの生活時間」の優先度について、希望と現実に大きな差を感じている  
〈資料1-1:スライド`36,37〉
- ・子育てや生活について、気になることや悩んでいることについては、食事や栄養に関すること（47.7%）が最も多く、病気や発育・発達に関すること（45.7%）、子どもの教育に関すること（37.1%）が続いている。〈資料1-1:スライド`21〉
- ・子ども・子育て、若者などに関する相談窓口を利用したことがある割合は、2割程度である。また、半数程度がどの相談窓口を利用すれば良いかわかりづらいと感じている〈資料1-1:スライド`25〉
- ・デジタル化によって行政サービスが便利になったと感じる市民の割合は20～30代前半が高い傾向にある【出典：第24回市民意識調査】

# 3 豊田市のこども・子育てをとりまく現状

## 【市民意向調査について】

こども・保護者などを対象に市民意向調査を実施し、7,000件以上の回答を得ました。

以下、市民意向調査をはじめとした本市のこども・子育てを取り巻く現状を掲載します。市民意向調査の詳細については「資料1-1」を参照。

### (2) こどもを取り巻く現状

- ・いじめを受けたり、見たり聞いたりしたことがあるこども・保護者はどの年代も一定数いる〈資料1-1:スライド`51,52〉
- ・学校に行きたくないと思ったことが「よくあった」「ときどきあった」と回答した児童は、どの年代も約半数いる。また、自分のことを好きじゃないと思っている児童ほど高い傾向にある〈資料1-1:スライド`48~50〉
- ・虐待件数は、豊田市・愛知県・国いずれも増加傾向にある【豊田市調べ】
- ・自分のことが好きと感じている人のほうが結婚したい、将来子どもを育てたいと考えている傾向にある〈資料1-1:スライド`45~47〉
- ・両親が話を聞いてくれる、家族に大事にされていると感じている児童ほど、自分のことが好きと感じている〈資料1-1:スライド`39~42〉
- ・学校以外の活動にできるだけ多く参加しているほど、自分のことが好きだと感じている傾向にある〈資料1-1:スライド`44〉
- ・小学生が学校終わりに過ごす場所について、「自分の家」という回答が突出している〈資料1-1:スライド`55〉
- ・学校や職場以外への活動の参加状況について、どの年代も「ほとんど参加していない」割合が増加している〈資料1-1:スライド`43〉

### (3) 豊田市に対する認識

- ・「豊田市は3年前と比べて子育てのしやすいまちになったか」という問に対し、「あまり変わらない」が大半となっている〈資料1-1:スライド`69〉
- ・小学生～高校生に聞いた豊田市の住みよさについて、「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計が8割台半ばを超えているが、年代があがるにつれ「そう思う」の割合は減少傾向にある〈資料1-1:スライド`71〉
- ・豊田市への居住意向について、大学生・若者いずれも増加している。特に若者について高い傾向にある〈資料1-1:スライド`72〉
- ・子どもの権利が尊重されていると感じる人の割合はどの年代も増加しているが、年代が上がるにつれて減少傾向にある

〈資料1-1:スライド`66,67〉

# 4 第3次子ども総合計画（2020～2024）の成果と課題

第3次子ども総合計画の成果と課題の詳細については「資料1-2」を参照

取組方針	主な取組	主な成果指標	主な課題
I 子どもの権利保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生や保護者地域向けの子どもの権利啓発事業の実施</li> <li>・家庭児童相談室における相談体制の充実</li> <li>・パークはあとラウンジの拡充、校内はあとラウンジの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども条例の認知度（全世代で増加）</li> <li>・子どもの自己肯定感の向上（概ね増加）</li> <li>・いやなことをされたり、言われたことがない人の割合（小中学生：増加、高校生：減少）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者地域向け権利啓発の促進</li> <li>・虐待の未然防止・早期対応に向けた取組</li> <li>・子どもの権利の理解と実践に向けた取組</li> </ul>
II 安心して生み育てられる支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産婦健診の回数を1回から2回に拡大</li> <li>・産後ケア事業拡大(対象年齢拡大・訪問型など)</li> <li>・多胎ピアサポート事業の開始</li> <li>・家族形成期を対象とした市営住宅の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「出産、子育てがしやすいまち」として満足している割合（H28:66.5%→R5:56.2%）</li> <li>・就学前児童のいる世帯のうち、子育てに自信がない市民の割合(H30:44.2%→R5:45.7%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な人が必要なサービスにつながるための情報発信</li> <li>・ひとり親世帯の自立促進の仕組みの構築</li> <li>・個々に合った支援やサービスの提供</li> </ul>
III すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立・私立園における0～2歳児定員拡大</li> <li>・保育業務支援システムの導入 (0園⇒60園全園)</li> <li>・育休退園制度の廃止（R5～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童数 (H31.4.1:0人→R5.4.1:0人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士配置基準の見直し</li> <li>・（仮）誰でも通園制度を踏まえた対応</li> <li>・「0～2歳児の受け入れ枠拡大」と「保育士確保」の着実・確実な推進</li> </ul>
IV 青少年の健全育成及び若者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ新規開設（2校）</li> <li>・放課後児童クラブ通信環境整備</li> <li>・若者サポートステーションにおける相談機能の強化、若者支援地域協議会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブの待機児童数 (R1.5.1:0人→R5.5.1:0人)</li> <li>・地域行事に参加している割合（減少傾向）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ニーズに対応した、放課後児童クラブの受入対象拡大に向けた対応</li> <li>・若者サポートステーションの対象者の掘り起こし、学校や支援機関との連携強化</li> </ul>
V 地域ぐるみによる子育て社会の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方改革推進支援補助金の創設</li> <li>・働きやすい職場づくり推進事業所 確認・公表制度の創設</li> <li>・夫婦での家事分担応援講座、夫婦で学ぶ育休講座の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランス関連認証制度の取得事業所数(H30末:208社→R4末:442社)</li> <li>・小・中学校の活動等に参加した市民の割合 (H28:28.6%→R5:20.6%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良事業所と連携したPR強化による好事例の横展開、取組事業所のすそ野の拡大</li> <li>・男性の育休取得の更なる理解促進</li> </ul>

# 5 計画体系 (案)

子ども条例

<目指す姿> 子どもにやさしいまち

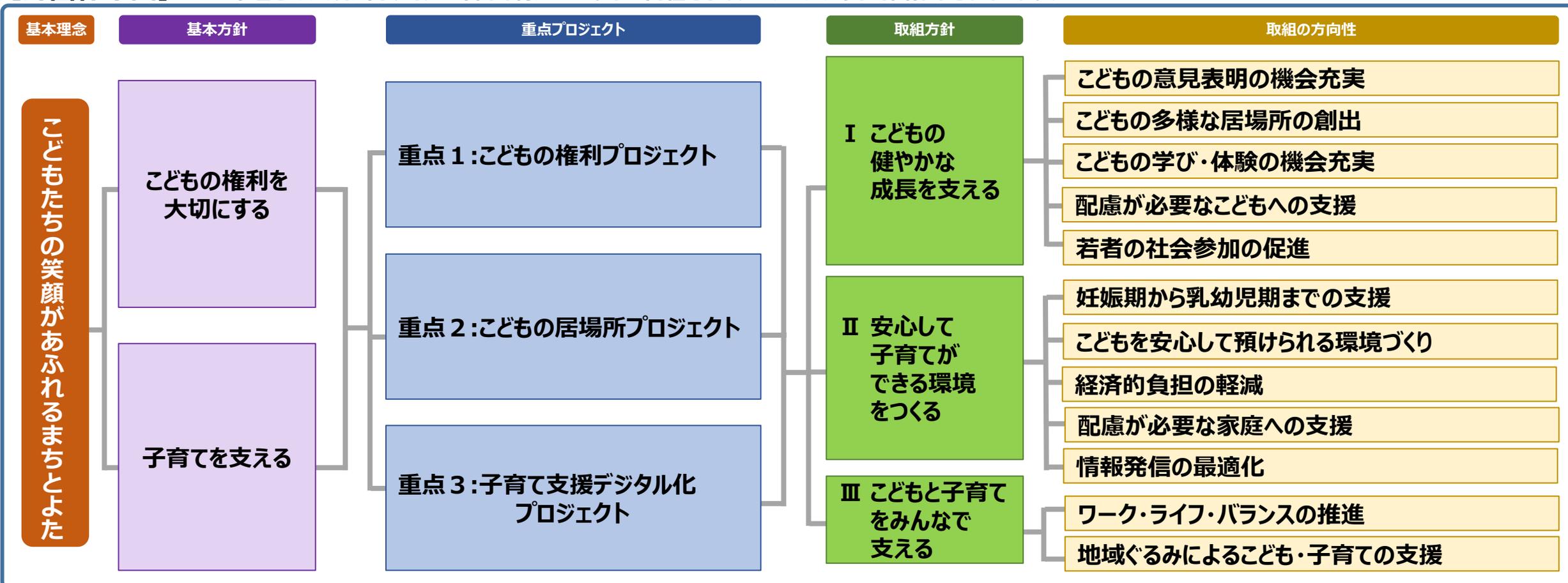
子どもにやさしいまちとは

- ・子どもが幸せに暮らすことができるまち
- ・大人が、子どもにとって一番よいことは何かを考え、みんなで子どもの育ちを支えるまち
- ・子どもと大人が、力を合わせてよりよい社会をつくるまち

実現

## (仮称) 豊田市子ども・若者総合計画

【計画体系図】 ※基本理念の実現に向けて、5年間で特に注力する方向性を示したメリハリのある計画体系としています。



# 5 計画体系（案）

## こどもたちの笑顔があふれるまちとよた

### 基本理念

- ・第1次から第3次までの子ども総合計画では、「子ども・親・地域が育ちあう 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」を基本理念としてきました。
- ・今回の計画の基本理念は、「子ども・親・地域が育ちあう」「子どもたちの笑顔」というこれまでの理念は継承しつつ、こどもにもわかるようなシンプルな表現とし、「こどもたちの笑顔があふれるまちとよた」としました。
- ・笑顔が「輝く」から笑顔が「あふれる」とした理由は、輝いている笑顔、はにかんだ笑顔、明るい笑顔など、こどもたちの様々な笑顔があふれるまちにしたいという思いからです。また、こどもたちの意見でも「みんな」「笑顔」「あふれる」というキーワードが多く出たため、その思いもかたちにしました。
- ・「こどもたちの笑顔があふれるまち」は、こども自身はもとより、大人も笑顔で過ごすことができるみんなにやさしいまちであると考えています。

### 基本方針

○本計画を推進するにあたり、取組全体を貫く基本的な方針を2点掲げました。

#### こどもの権利を大切にする

- ・「こどもたちの笑顔があふれるまち」を実現するためには、こどもたち一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される必要があります。
- ・また、こどもたちの多様な価値観が認められ、こどもが自分らしくいられることも必要です。
- ・その上で、最も大切なことが、子ども条例で規定する4つの子どもの権利を理解し、守り、実践することです。

#### 子育てを支える

- ・こどもが笑顔になるためには、こどもの成長を一番身近で支える保護者や家族の笑顔も必要です。
- ・昨今では、子育て家庭の孤立や仕事と子育ての両立の難しさ等が課題となっており、社会全体で子育てを支える取組が重要となります。

# 5 計画体系（案）

○第3次計画の成果、市民意向調査、国の動向を踏まえ、計画期間である令和7年度から令和11年度までに重点的に取り組む施策を3点位置付けました。

## 重点1 こどもの権利プロジェクト

### 【設定根拠】

- ・本市では、子ども条例で子どもの権利を規定し取組を進めてきた強みがあります。
- ・子どもの権利条約フォーラムの開催で、こどもの権利に関心の高い市民団体等とのつながりが深まっています。
- ・ユニセフ日本型CFCI実践自治体の承認を目指しています。
- ・子ども基本法が施行され、国全体でこどもの権利への関心が高まっています。

### 取組の方向性

- ・こどもの権利の理解を広める・深める
- ・こどもの意見を市政に取り入れる
- ・こどもの権利侵害への適切な対応

### 主な取組

- ・【新】市民との共働によるこどもの権利啓発
- ・【新】こどもの意見反映の仕組みづくり
- ・【拡】虐待の未然防止・早期対応の体制強化
- ・【拡】とよたこどもの権利相談室の体制強化
- ・【拡】若者サポートステーションの体制強化

## 重点2 こどもの居場所プロジェクト

### 【設定根拠】

- ・自分の居場所を持つことは自己肯定感や自己有用感に関わると言われています。
- ・地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しています。
- ・国からこどもの居場所づくりに関する指針が示される等、居場所の必要性が高まっています。

### 取組の方向性

- ・こどもを支える居場所づくり
- ・つながる・体験できる居場所づくり
- ・こどもを居場所につなげる・居場所間をつなぐ

### 主な取組

- ・【拡】困難を抱えるこどもの居場所づくり
- ・【新】民間活力を活かした居場所づくり
- ・【拡】総合野外センターの活性化
- ・【新】地域資源マップを活用した居場所の見える化

## 重点3 子育て支援デジタル化プロジェクト

### 【設定根拠】

- ・子育て世代の就労割合の高まりにより、時間的・行動的制約の多い子育て世代は増えてきています。
- ・行政手続きにおける手書き書類や必要な情報を自ら調べることへの負担感等が指摘されています。
- ・子育て世代はデジタルとの親和性が高く、デジタル技術を活用した子育て支援は有効な手段になり得ます。

### 取組の方向性

- ・必要な支援を必要な人に届ける仕組みづくり
- ・行かない・書かない・待たない  
子育て窓口の実現

### 主な取組

- ・【拡】プッシュ型の情報発信方法の最適化
- ・【拡】申請手続きのデジタル化
- ・【新】乳幼児健診のデジタル化

重点  
プロジェクト

【新】・・・新規事業 【拡】・・・拡充事業

※新規・拡充事業には令和6年度から先行して実施予定の事業も含まれます

# 5 計画体系（案）

○ 基本方針を受け、本計画で推進する取組の体系と内容です。

・こども視点を大切にするため、こども・保護者・社会全体それぞれの視点に立ち、取組方針を設定しました。

【新】・・・新規事業 【拡】・・・拡充事業

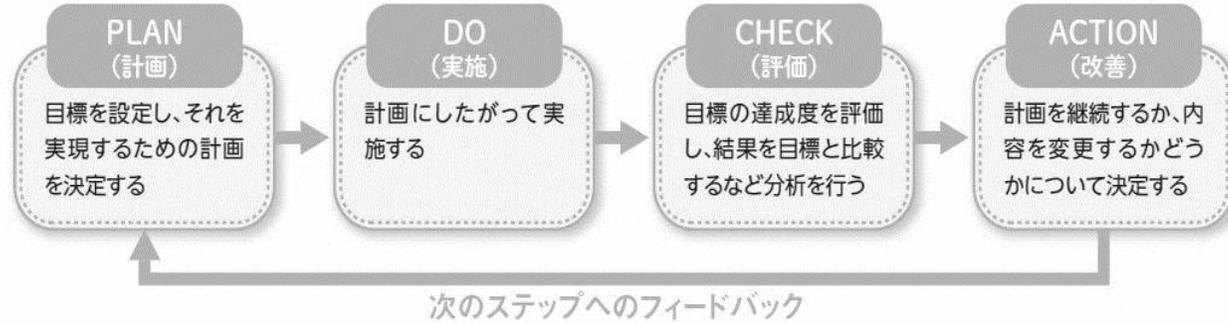
※新規・拡充事業には令和6年度から先行して実施予定の事業も含みます

※新規・拡充となっていない事業についても計画期間内に着実に推進する事業です

取組方針	取組の方向性	主な取組 ※現時点で想定している取組の一例を掲載しています
<p>I こどもの健やかな成長を支える</p>	<p>こどもの意見表明の機会充実</p> <p>こどもの多様な居場所の創出</p> <p>こどもの学び・体験の機会充実</p> <p>配慮が必要なこどもへの支援</p> <p>若者の社会参加の促進</p>	<p>・【新】こどもの意見反映の仕組みづくり ・子ども会議の開催</p> <p>・【新】民間活力を活かした居場所づくり ・【新】地域資源マップを活用した居場所の見える化</p> <p>・【新】部活動の地域移行に係る取組 ・キャリア教育の実施 ・【拡】総合野外センターの活性化</p> <p>・【新】放課後児童クラブにソーシャルワーカーを配置 ・【拡】若者サポートステーションの体制強化</p> <p>・学生や若者によるまちづくり提案 ・高校生ボランティアスクール</p>
<p>II 安心して子育てができる環境をつくる</p>	<p>妊娠期から乳幼児期までの支援</p> <p>こどもを安心して預けられる環境づくり</p> <p>経済的負担の軽減</p> <p>配慮が必要な家庭への支援</p> <p>情報発信の最適化</p>	<p>・【拡】産後ケアの利用負担軽減 ・乳幼児健診の実施</p> <p>・【新】(仮)豊田市版誰でも通園制度 ・【拡】一時保育の拡大 ・【拡】こども園の乳児受入枠の拡大 ・【拡】放課後児童クラブの5・6年生受入</p> <p>・【拡】高校生世代までの医療費無償化 【拡】児童手当の拡充 ・【新】こども園・幼稚園から中学校までの給食費無償化</p> <p>・【拡】ひとり親家庭の自立を促進する取組 ・ヤングケアラーへの支援 ・【新】多胎家庭の外出支援 ・【新】ファミリー・サポート・センター事業の利用料補助</p> <p>・【拡】プッシュ型の情報発信方法の最適化</p>
<p>III こどもと子育てをみんなで支える</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>地域ぐるみによるこども・子育ての支援</p>	<p>・働き方改革の推進 ・ワーク・ライフ・バランスの理解促進</p> <p>・【新】市民との共働による子どもの権利啓発 ・ファミリー・サポート・センター事業</p>

# 6 計画の評価

(1) 本計画の推進に向けては、「PDCA サイクル（計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）」に基づき、取組の実施状況を「子どもにやさしいまちづくり推進会議」で審議・協議の上、毎年公表していきます。



(2) 本計画から、本市のこどもにやさしいまちづくりの状況（できていること・できていないこと）について、ユニセフが世界的に示す構成要素に対応したチェックリストを用いて、（公財）日本ユニセフ協会CFCI委員会の外部評価を受けます。

CFCIとは、Child Friendly Cities&Communities Initiativesの略で、国連の「子どもの権利条約」に明記されている子どもの権利を実現することに積極的に取り組むまちを増やすため、ユニセフが1996年から世界各国で取り組んでいる事業です。豊田市は、令和5年1月に「ユニセフ日本型CFCI候補自治体」に承認され、「ユニセフ日本型CFCI実践自治体」としての承認に向け、子どもにやさしいまちづくりに取り組んでいます。

## 構成要素（①～⑨は全ての自治体に共通、加えて各自治体で独自に10番目の要素を設定）

①子どもの参画	⑥子どもに関する予算
②子どもにやさしい法的枠組み	⑦子どもの報告書の定期的発行
③子どもの権利を保障する施策	⑧子どもの権利の広報
④子どもの権利部門または調整機構	⑨子どものための独立したアドボカシー活動
⑤子どもへの影響評価	⑩市民団体と連携した居場所づくり ※自治体の独自項目